

○第6回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和2年11月27日（金）14：00～15：12

議事概要：

（1）農薬（ペンディメタリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ペンディメタリンの許容一日摂取量（ADI）を0.12 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*除草剤で、小麦、はくさい等に使用します。今回、甘草への適用拡大申請、インポートトランス設定（すいか及びメロン類果実）の要請、畜産物への基準値設定の要請及び飼料中の残留基準設定の要請がされています。